

■第 433 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 5 月 31 日(木) 14:00~14:14

傍聴者:2 名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬

「エトフメセート」に係る食品健康影響評価について

・「エトフメセートの一日摂取許容量(ADI)を 0.3mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 除草剤で、てんさいへの新規登録申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

・遺伝子

「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 除草剤であるグリホサート及びチョウ目害虫に対して抵抗性を持つワタです。

(2) 食品安全関係情報(5 月 3 日~5 月 18 日収集分)について

・事務局から報告